

指名停止措置について

令和4年5月30日
砺波市企画総務部財政課

1 指名停止業者名及び住所

JFEエンジニアリング株式会社（代表取締役社長 大下元）
神奈川県横浜市鶴見区末広町2-1

2 指名停止期間

令和4年5月30日～令和4年8月29日（3か月）

3 指名停止の範囲

砺波市が発注する建設工事

4 事実の概要

沖縄県竹富町が令和2年5月に発注した海底送水管更新工事の指名競争入札に関し、JFEエンジニアリング株式会社の社員3名が、同町町長から下請業者の代表を介して最低制限価格の教示を受け落札したとして、令和4年2月13日に公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕された。

さらに、同町が平成29年に発注した別の海底送水管更新工事の指名競争入札に関し、令和4年3月6日に入札談合等関与行為防止法違反の容疑で再逮捕された。

5 措置の理由

砺波市建設工事等指名停止要領第3条第1項別表第2第15号に該当するものである。

【砺波市建設工事等指名停止要領（抜粋）】

（指名停止）

第3条 有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより情状に応じて期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

別表第2 贈賄及び不正行為等に対する措置基準

措置要件	期間
(15) 県外の工事等に関し、有資格者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたとき。	逮捕又は控訴を知った日から2箇月以上24箇月以下